

先進医療において検体検査を外部医療機関への委託により
実施する際の保険請求上の取扱い

先進医療の検体検査に必要な設備がない等の理由で、医療機関が当該先進医療を実施する他の保険医療機関に対してその一部の実施を依頼した場合、患者や保険者への費用の請求については以下のように取扱うこととする。

1. 委託側医療機関は、先進医療の実施する患者に対し、先進医療に係る費用及び一部負担金を請求でき、保険者に対して診療報酬を請求できる。
2. 受託側医療機関は、初診料、検査料、診療情報提供料などの保険外併用療養費は請求できない。
3. 受託側医療機関における検査等に係る費用の精算については、委託側、受託側の医療機関間における相互の合議に委ねる。

先進医療の外部委託による実施時の請求イメージ

